

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の 改正に係る県民意見公募について

福島県では、福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例を改正し、ツキノワグマの捕獲等の許可権限の委譲に係る基準を定める準備を行っていますが、改正内容が皆様の生活と関わりがあることから、これを公表して皆様の御意見を募集いたします。

つきましては、下記のとおり公募しますので、皆様のお考えをお聞かせください。

記

1 募集期間 平成24年10月22日（月）から平成24年11月21日（水）まで
（最終日の17時までに受け付けたものを公募意見として扱います。）

2 応募資格 福島県内に住所を有する個人及び団体
福島県内の学校・事業所等に通学・通勤している個人

3 公表方法

県のホームページに掲載するほか、次のところで資料の縦覧、配布を行います。

- (1) 県政情報センター、各地方振興局の県政情報コーナー
- (2) 福島県生活環境部自然保護課

また、郵送を希望される場合は、120円切手を貼った返信用封筒を同封して、福島県生活環境部自然保護課（5の提出先あて）に御請求ください。

4 意見の提出方法

特に様式は定めませんので、①から⑤の必要事項を記載し、アからエのいずれかの方法により提出してください。（匿名、電話による意見は受け付けません。）

[意見提出の際の必要記載事項]

①件名 福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の改正について

②住所 ③氏名

④通学・通勤している学校・事業所等の名称（県外の方の場合）

⑤意見の内容

[意見の提出方法]

ア 郵便 イ FAX

ウ 電子メール エ 持参

5 提出先 福島県生活環境部自然保護課

郵便番号：960-8670 住所：福島市杉妻町2-16（郵送の場合は住所記載不要）

FAX：024-521-7928 メールアドレス：shizen@pref.fukushima.lg.jp

（アドレス中、『lg』の部分は、『エル・ジー（アルファベット）』です。）

6 意見の取扱い

提出された意見は、条例を改正する際の参考にします。

また、氏名等の個人情報、個人等の正当な利益を害するおそれのあるもの以外は、意見の内容と、それに対する県の考え方を併せて公表します。（個別の回答はしません。）

7 問い合わせ先 福島県生活環境部自然保護課

電話：024-521-7210（FAX、メールアドレスは提出先に同じ）